

議 第 440 号

平成26年11月28日提出

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第7条第3項中「306,000円」を「307,000円」に改める。

第2条 熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成26年12月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

（提出理由）

一般職の給与改定の実施等に伴い、企業管理者の期末手当の支給の割合等の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。